

監査委員公表第2号

監査等の結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき監査等を執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和元年6月26日

寒川町監査委員 竹井 龍一郎
同 天利 薫

1 監査年月日

令和元年6月5日から6月25日まで

2 監査等対象機関

寒川町商工会

所管課／環境経済部産業振興課

3 監査等の種別

財政的援助団体等の監査（補助団体）

4 監査等対象

寒川町から交付した補助金（平成30年度分）に係る補助団体の出納その他事務の執行及び産業振興課の上記団体への補助金に係る出納その他事務の執行

5 監査の方法

補助金に関する書類等の提出を求め、補助金の目的に沿って事務の執行が適切かつ効率的に行われているかに重点を置き、抽出により書類を監査するとともに事情を聴取し、併せて現地調査を行った。

6 監査の結果

一部留意すべき事項を除き、おおむね適正に執行されていると認められた。

○留意すべき事項は口頭により指導した。（産業振興課）